

横浜市里親養育援助事業実施要領

制 定：平成 18 年 2 月 22 日福児第 10540 号（局長決裁）

改 正：平成 30 年 3 月 26 日ここ第 6918 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 横浜市里親養育援助事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第 2 条の規定により、横浜市里親養育援助事業（以下、「事業」という。）を受託した市内の児童養護施設、NPO 及び介護事業者等（以下、「受託事業者」という。）が事業を実施するにあたっては、事業委託契約書及び要綱で定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

（支援者の登録）

第 2 条 受託事業者は、里親が提示する「横浜市里親養育援助事業利用決定通知書」の内容を確認し上で、要綱第 5 条の規定に基づき支援者を選定し、あらかじめ支援者登録名簿を作成しなければならない。

（派遣対象里親等の登録）

第 3 条 受託事業者は、派遣対象となる里親（以下、「里親」という。）について、派遣対象里親名簿を作成しなければならない。

2 里親は、名簿作成に際し届出を行った事項に変更があった場合は速やかに受託事業者に連絡するものとし、受託事業者はそれを受けて派遣対象里親名簿の訂正をしなければならない。

（支援の実施）

第 4 条 受託事業者は、派遣対象里親名簿に登載されている家庭等から、支援者の派遣の要請があった場合には、派遣の可否を審査し決定について通知する。

2 支援者は、支援を実施した時は、派遣決定通知の控に派遣対象世帯による確認印の押印を受けなければならない。

（派遣の終了）

第 5 条 支援者の派遣は、派遣対象里親からの申し出のほか、次のいずれかの理由により終了する。

- (1) 横浜市から児童の委託を停止または解除されたとき（事由発生日に派遣終了）
- (2) その他派遣の必要性が消滅したとき（事由発生日に派遣終了）

（委託料）

第 6 条 支援者の派遣手当単価及び委託事務費については、事業委託契約書で定める。

（利用者負担）

第7条 生活必需品の買い物及び関係機関との連絡の実施に伴い発生した公共交通機関に要した実費については、利用者の負担とする。

(報告と請求)

第8条 受託事業者は、支援者から提出された派遣決定通知の控に基づき、要綱第10条に定める派遣状況報告書を作成し、当該月の翌月20日までに横浜市長へ派遣状況を報告の上、委託料を請求するものとする。

2 前項に規定する派遣状況報告書は、毎月派遣対象里親ごとに合計した派遣時間について行い、当該合計時間に端数が生じるときは、30分以上を繰り上げ、30分未満を切り捨てるものとする。

(支援者への研修)

第9条 横浜市は、支援者に対し、別に定める研修を実施しなければならない。

2 横浜市長は、前項による研修を修了した者に対し、修了証を交付する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。